

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 県南病院 運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人財団が開設する県南病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、統合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 医療法人財団 県南病院
- 2 所在地 茨城県土浦市中1087番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1名		病院と兼務
理学療法士	理学療法士	1名以上		病院と兼務
作業療法士	作業療法士	1名以上		病院と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	1名以上		病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（但し、12月31日から1月3日までを除く）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、土浦市、つくば市、牛久市、阿見町、かすみがうら市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う場合については、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費として次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき40円

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(救急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているとき利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 サービス提供等に関する記録は、契約終了日から5年間保管するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者の選定（責任者：リハビリテーション部 科長）

(2) 虐待を防止するための事業者やサービス担当者に対する研修の実施（年1回）

(3) 虐待等に対する相談窓口の設置

担当者：理学療法士 飯泉和幸

電話番号：029-841-1175

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現

に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 10 月 1 日に改正する。(人事の変更)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日に改正する。(職員数の表示変更)

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日に改正する。(介護保険負担割合の決定)

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に改正する。(第 7 条 実施地域の変更)

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改正する。(第 8 条 交通費の変更)

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日に改正する。(第 11 条 虐待防止に関する事項の追加)